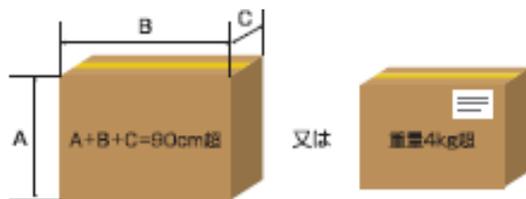


特定信書便事業者とは

日本郵便株式会社以外の者が他人の信書の送達を業とすることは、郵便法により禁止されていますが、総務大臣の許可を受けた信書便事業者のうち、次の3つのいずれかに該当する信書便物（信書と同封される信書以外の物を含む。）の送達サービスを提供することが可能な事業者の事です。

【大型信書便サービス】

- ① 1通の長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



【3時間以内送達】

- ② 信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの



【高付加価値サービス】

- ③ 1通当たりの料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額（※）を超える信書便物を送達するもの



※引受地及び配達地のいずれもが国内にある信書便の役務の料金の額は千円、引受地又は配達地のいずれかが外国にある信書便の役務の料金の額は重量及び配達地に応じて異なる。